

地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める件

道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく地方にとっても非常に貴重な財源であり、本市においても、市民のニーズを踏まえ、これまでも道路特定財源に加え、多大な一般財源を投入し、道路整備を推進しているところで

す。
現在、道路特定財源諸税の暫定税率などの時限措置が大きな議論となっているが、仮に、延長されない場合は、県及び市町村の歳入等が大幅に減少することになり、道路整備に大きな支障が生じることはもとより、地方財政が危機的状況に直面することとなります。

特に、道路特定財源が過去の道路整備の起債償還に充当されていることを勘案すると、一般財源からの充当を行う必要が出てくることから、借入金返済のための更なる借入という事態や、福祉や教育の財源を圧迫する危機的事態も想定されるところです。

よって、国会及び政府においては、平成15年度以来、地方交付税が減額される中、今後の地方自治体の安定的財政運営が確保されるよう、道路特定財源諸税における暫定税率を延長されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

様

仙台市議会議長 赤間次彦